

令和2年3月16日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
地域保健担当理事 蔵並 貴子  
宮下 明

## 令和2年4月からの要介護認定制度の改正案について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

---

日本医師会常任理事

江澤 和彦

(公印省略)

## 令和2年4月からの要介護認定制度の改正案について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、要介護認定における認定調査につきましては、市町村が指定市町村事務受託法人に認定調査を委託した場合、当該法人は認定調査を介護支援専門員に行わせる必要があると規定されております。

これに関し、令和元年12月27日に社会保障審議会介護保険部会で取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、令和2年4月より認定調査に関する取扱いを改正することが予定されておりますのでご連絡申し上げます。

改正内容といたしましては、市町村が認定調査を委託した場合に認定調査を行うことができる者として、新たに「保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者」が規定される予定です。

具体的には、認定調査員研修を修了した者であって、①介護保険法施行規則第113条の2第一号又は第二号に規定される者（介護支援専門員の受験資格を得られる国家資格等について規定）であって介護に係る実務の経験が5年以上である者、②認定調査に従事した経験が1年以上である者、のいずれかに該当することが要件となります。

ただし、留意事項として、改正後であっても認定調査は介護支援専門員が行うことを原則とし、上記の要件に該当する者による認定調査は、あくまで補完的に可能とするものであることとされております。また、市町村の中には、認定調査を直接雇用の職員のみが実施する体制を整えているところ等もあり、こうした事例を参考に、認定調査の質の確保について留意するよう求められているところです。



事務連絡  
令和2年2月3日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課

### 令和2年4月からの要介護認定制度の改正案について

介護保険行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、令和2年4月から、市町村が指定市町村事務受託法人に認定調査を委託したとき、当該法人は、認定調査を介護支援専門員に行わせる必要があるとする取扱いを改正することなどを予定しています。

今後、4月までに、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）や関係通知の改正を行う予定ですが、都道府県及び市町村（広域連合等を含む。以下同じ。）における準備期間を考慮し、下記のとおりお知らせします。なお、下記の内容は、今後の検討により変更が生じ得ることを申し添えます。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

### 記

#### 1 改正内容

介護保険法第24条の2第2項に定める「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者」について、当該定める者として、介護保険法施行規則に、新たに「保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者」を規定する。

具体的には、認定調査員研修を修了した者であって、以下の①又は②のいずれかに該当することを要件とする。

- ① 介護保険法施行規則第113条の2第一号又は第二号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者
- ② 認定調査に従事した経験が1年以上である者

#### 2 留意事項

本改正後も、指定市町村事務受託法人における認定調査は介護支援専門員が行うことを基本とし、上記の要件に該当する者による認定調査を補完的に可能とするものであることに留意されたい。

また、公平・公正かつ適切な認定調査を行う上では、認定調査員として任用した後も認定調査を含めた要介護認定制度への理解を深めていくことが重要である。市町村の中には、認定調査を直接雇用の職員のみが実施する体制の構築のほか、経験年数が長い職員による認定調査への同行やグループワーク等による研修、定期的な

ミーティング、認定調査員向けのe-ラーニングの受講等により、公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能の向上を図っている場合がある。

こうした事例を参考に、認定調査を指定市町村事務受託法人に委託するに当たっての条件を検討するなど認定調査の質の確保について留意されたい。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係  
担当者：佐々木、小林  
TEL 03-5253-1111（内線3945）  
FAX 03-3595-4010